冬季	［略］	［略］	五万四千九百円	六万四千二百円	八万八百円	［略］

ロ　［略］

四　［略］

（被災した住宅の応急修理）

第七条　法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　［略］

二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十七万四千円以内とすること。

三　［略］

（生業に必要な資金の貸与）

第八条　法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

三　生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。

［イ・ロ　略］

［四・五　略］

（学用品の給与）

第九条　法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二　［略］

三　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ　［略］

ロ　文房具費及び通学用品費

(1)　小学校児童　一人当たり　四千四百円

(2)　中学校生徒　一人当たり　四千七百円

(3)　高等学校等生徒　一人当たり　五千百円

四　［略］

（埋葬）

第十条　法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万二百円以内、小人十六万八千百円以内とすること。

四　［略］

冬季	［同上］	［同上］	五万五千円	六万四千三百円	八万九百円	［同上］

ロ　［同上］

四　［同上］

（被災した住宅の応急修理）

第七条　法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　［同上］

二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十七万六千円以内とすること。

三　［同上］

（生業に必要な資金の貸与）

第八条　法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

三　生業に必要な資金として貸与できる額は、次の範囲内の額とすること。

［イ・ロ　同上］

［四・五　同上］

（学用品の給与）

第九条　法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二　［同上］

三　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ　［同上］

ロ　文房具費及び通学用品費

(1)　小学校児童　一人当たり　四千三百円

(2)　中学校生徒　一人当たり　四千六百円

(3)　高等学校等生徒　一人当たり　五千円

四　［同上］

（埋葬）

第十条　法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万四百円以内、小人十六万八千三百円以内とすること。

四　［同上］